

平成 29 年 3 月 21 日

## 預金保険料率の変更について

一般社団法人 全国信用組合中央協会  
会長 渡 邊 武

本日、第 259 回預金保険機構運営委員会において、平成 29 年 4 月 1 日以降に適用される預金保険料率の実効料率を 0.005%引下げ、0.037%とすることが決議されました。

今回の預金保険料率の引き下げは、平成 27 年 3 月 27 日開催の第 250 回預金保険機構運営委員会において共通理解とされた「責任準備金および預金保険料率の中長期的なあり方」の「基本的な考え方」および「点検の枠組み」に基づき検討された結果と理解しております。

私ども信用組合業界といたしましては、預金保険料率が引き下げられた際には、中小・小規模事業者等への円滑な金融仲介機能の発揮や顧客利便性の向上のために活用し、地域経済の活性化に努めて参る所存です。

以上